

Q1：高齢なため、MAMISでの更新が難しい方がいる。

A：サポートデスクに相談が可能ですが、どうしてもご自身で入力が難しい場合、申請者の同意が得られれば代理での入力は可能です。

Q2：3月に入ってから認定医から更新申請書（3枚複写）が提出された（2025年3月日医審査に間に合わないケース）。

A：更新申請をMAMISから行うことを説明してください。

MAMISのマイページ登録完了が行われていない場合は登録完了が必要であること、4月7日以降に登録した場合、申請が可能になるまで登録完了から最大1か月程度かかることを併せて説明してください。

Q3：更新申請書（3枚複写）による更新申請手続きはいつまで可能か。コロナ特例の対象で更新申請書（3枚複写）を持っている認定医がいるが、更新申請書を持っている方はMAMISを使わなくても申請は可能か。

A：更新申請書による申請は、2025年3月3日までに都道府県医師会から日本医師会へお送りください（令和6年度第6次申請）。

それ以降の申請手続きは、4月7日以降にMAMIS上で行ってください。

Q4：マイページ登録は完了しているが2025年4月1日以降の取得単位がMAMISに未反映のため新規・更新申請ができない。

A：研修会主催者には、開催日から1か月を目安に単位をMAMISに登録するよう依頼していますので、単位のMAMIS反映を待ってから申請をしていただくよう依頼してください。1か月を経過してもMAMISに反映していない場合は、申請者から主催者に問い合わせをお願いしてください。医籍登録番号の誤りなどでマイページに紐づいていない可能性もあります。

Q5：マイページ登録未完了のため、研修会主催者からの単位付与が出来ない等の不具合があった場合の対応はどうか。医籍登録番号等の入力ミスがあるとどうなるか。

A：マイページ登録未完了の方が研修会を受講した場合、マイページの登録完了後に単位を付与する必要があります（登録完了後、最大約1か月後より確認可能です）。

また、医籍登録番号に誤りがあると、単位の認定医個人への紐づけができないため、誤りが判明した段階で修正いただく必要があります。

Q6：研修会主催者より、6月下旬に従来の紙による方法で申請されたが、7月の日医承認に間に合わない。どうしたらよいか。

A：原則として9月の日医承認になるので、7月1日以降改めてMAMISから登録するよう依頼してください。

Q7：2月の更新申請書類送付対象者（5月申請予定、7月末有効期限の認定医）の対応はどのように行われるのか。

A：都道府県医師会にお送りしている更新申請関係書類については、以下の通りを予定しております。

なお、MAMISの更新申請手続きの開始が4月7日であることから、混乱を防ぐため例年2月にお送りしている送付物は3月中旬頃に都道府県医師会へお送りする予定です。

| 現在の送付物        | 2月以降の送付物  |
|---------------|---|
| 更新申請書         | 廃止(※)   |
|               | 認定医の登録情報が分かる書類<br>(この書類を各認定医にお送りするかは都道府県医師会の任意といたします) |
|               | 「MAMIS申請にあたってのお願い」を送付                                 |
| 更新申請書記入上のお願い  | 現状通り送付（様式変更の可能性あり）                                    |
| 認定医の都道府県別集計表  | 現状通り送付（様式変更の可能性あり）                                    |
| 認定医の住所ラベル     | 現状通り送付（様式変更の可能性あり）                                    |
| 更新申請書印刷対象者の一覧 | 現状通り送付（様式変更の可能性あり）                                    |

Q8：MAMIS稼働後も認定医に対して文書で更新案内等を行うとのことだが、メールは活用しないのか。

A：メールを併用する予定です。

Q9：研修会における単位付与状況の閲覧権限はどのようなか。都道府県医師会が承認した研修会であれば、当該医師会会員以外の単位付与が確認出来るか。

A：研修会受講者の単位付与状況閲覧権限は下記のとおりです。

| 主体 |             | 研修会受講者の単位付与状況の閲覧    |
|----|-------------|---------------------|
|    | 外部団体（医師会以外） | 自主催のもののみ可           |
|    | 郡市区医師会      |                     |
|    | 都道府県医師会     | 自都道府県医師会が承認したものすべて可 |
|    | 日本医師会       | 全て可                 |

Q10：登録料収納がMAMISと連動したシステムでできると事務が円滑になる。早期の集金システムの導入の検討をお願いしたい。

A：ご要望については、検討を進めてまいります。

## 日本医師会 会員情報管理システム運営事務局

- メール [inquiry@mamis.med.or.jp](mailto:inquiry@mamis.med.or.jp)

- 電話番号 0120-110-030

※ 受付時間 10:00～18:00 ※ 土・日・祝日を除く平日